

日本古代における地方吏僚集団の形成とその限界

西別府 元 日

はじめに

人間と人間との結合は、歴史をどのように変革するのか。

歴史のなかにおける人間、とりわけ政治家の判断と行動を具体的に観察するとき、彼をとりまく人々の存在とそこに形成される行動のベクトルを明らかにしておくことが極めて重要な課題であることは、すでに石母田正氏が正しく提起したところである。すなわち政治史における課題として四点を指摘した石母田氏は、その第四として政治の領域で指導的役割をはたした政治家の研究を挙げ、これに関連して、「（政治家の）政策の研究は特定の政策によって自己の利害を貫徹しようとする一定の集団や勢力または階層等々を背後に予想しなければならず、その政策がどれほど政治的意義をもったかを知るためには諸階級、諸勢力間の全体的関係を測定しなければならぬ。」と述べている。¹⁾これは個々の政治家をとりまく多様な集団（階級・信仰・階層・身分・主従関係等を結合媒介

とした）の存在と、そこに働くさまざまな行動様式・理念・集団のベクトルと個人の意志決定のありかたを具体的にとらえることの重要性を指摘しているのであり、そこには既存の政治的・文化的・精神的・自然的環境のなかで、自らの背後に自己を同一化できる集団をもった政治家とその集団の検討を提起したものと考えられる。

しかし、このような政策とそれを支える政治集団の検討は、その後の日本古代史研究において十分に追究されてきたとは、残念ながらいいがたい状況にある。すなわち従来の政治集団の検出は、血縁的関係に着目するか、あるいは政治的変革・事件後の毀誉褒貶によるものが多く、政策あるいは政治上の理念から政治的集団を検出することは、門脇禎二・佐藤宗諱両氏の新官人・良吏論をのぞけば、皆無であったといわざるをえない。ただし、両氏の論でも、政治集団の確定、政治集団と政策の関連性などに関しては、不明確さ曖昧さが残っていると考える。今追究されるべきは、政策にもとづく政治集団の析出であるが、当然その構成員相互のあいだに、一

定の人格的な結合関係（相識性）と自らをそのなかに埋没させる共属意識、政治的利害の一致などがみられなければならない。
ない。

政治変革の主体となる政治集団内部における結合の様相や意識・心性の追究の重要性については、その歴史の立場に若干の相違はあるが、近年のアナール学派的ソシアビリテ論歴史学においても、「生活論理から権力へ」という視点として提起されており、今後深化されなければならない研究視角といえよう。もちろん、近年の提起は主として近代社会における、共同体からの分離と個の確立が前提となった論議⁽³⁾であり、本報告の対象とする時代とはかなりのずれがないわけではないが、近代とは異質な構造の前近代社会における集団の形成、人的結合のありかたの一例を析出し、その集団が政治変革のなかではたした歴史的役割を検討することをとおして、人間の結合が歴史のなかでもつ意味を考察する一助としたい。

なお本報告では、社会と国家支配の境界にあって、その政治的思想理念の吟味を常に迫られる存在である令制国の行政を担当する国司や、これを統括する大宰府々官という政治的存在を分析の対象とする。一般に古代社会においては、権力意志の執行者（その多くは国司層である）が、社会的諸階層や地域社会の状況と接触することによって、従来の律令的政治理念にさまざまなレベルでの揺らぎを認識し、その揺らぎを安定化させようと模索するなかで、様々な政治的理念を形成・組織化して政治集団が出現するのではないかと考える。

その意味で彼ら地方吏僚層こそ、政策にもとづく政治的結合の可能性が最も高いと判断するからである。

しかし、彼らが接する地域社会は、五畿七道諸国の枠で分割され、個々に直接中央政府と直結するシステムとなっており、国司層が地域行政の課題を共有することは極めて困難であった。すなわち彼ら国司層を、一定の政策と共属意識にもとづく政治的集団として把握することは不可能といわざるをえない。⁽⁴⁾ こうしたなかで、唯一西海道（九州）のみが、大宰府という機構によって統括されており、個々の課題が大宰府を媒介にして全体の課題として認識される可能性があった。

西海道はいわば、国司層を集団として把握しうる可能性が存在した、まさに地方吏僚層の相識性・共属意識の枠としての意味をもちえていたのである。

以下、西海道という日本古代国家のなかでは特異な地域を対象に、彼地に派遣された大宰府官人・西海道諸国司による人的結合の可能性を想定し、彼らが特異な地方行政機構のなかで、分裂と乖離の危機を克服しながら、共属的意識を形成し、かつ律令制的地方行政の理念に一定の変革をせまりながらも、最終的には古代国家機構のなかに、再度自らを埋没させざるをえなかった限界を、東アジアとの接点としての地域性をふまえながら検討したい。

一、西海道における人的結合と国例の展開

変貌する地域社会に対峙し、律令的政治理念の浸透と律令的統治方式の実践を使命とする国司にとって、そこに生じる矛盾や揺らぎの解消手段として有効な方策は、政府指令の現実的運用であり、さらには政策の是正であった。後者は、国司解↓太政官奏↓天皇裁可↓太政官符↓民部省符↓国司という経路をへて実現され、その多くは「諸国准レ此」との付帯指令によって、国家的政策としての權威を与えられることが多かった。

しかし、この手続きをへずに、現実的運用によって矛盾が調整されることもあり、これを国例とよんだ。国例の多くは、各国独自の対応が必要なもの、官符詔勅で定める程もないもの、律令的枠組に抵触・逸脱しないものであった。ただしこれらの国例は、太政官政府の時宜折々の判断によって否定されることもあり、これを恒常的運用方式としておくには、官符詔勅などによって法制化しておくことが肝要であった。

したがって国例自体は、律令制の当初から存在したものであるが、九世紀にはいると、上述の内容とは異なる国例がみられるようになる。たとえば、貞観十五年に筑前国に実施された「湊下班田之日。擇良田九百五十町。不レ論土浪人。頒充令中耕佃下。夏時以三正税。買備調庸。秋日以三獲稻。填納本倉。」という政策は、二重の意味で、

律令的理念や原則に抵触し、逸脱するものであった。すなわち、浮浪人にたいし本貫地に居住している人々（土人）と区別なく、公田耕作を義務づけようとする政策は、浮浪人と土人を峻別する原則に抵触する政策であり、かつ調庸物を交易によって調達する方策もまた人身賦課の原則から逸脱したものであった。しかもこれらの政策のうち、不_レ論土浪政策は、元慶五年の肥前国司解では、筑後国例であり準_レすべき方策として引用されているのである。

こうした律令的理念や枠組みを逸脱した国例について戸田芳実氏は、「律令的公民の身分規定・賦課法、および国務対捍の処罰規定に非律令的な重大な修正を加え、それを慣習法的な諸国例として立法化した」ものが国例であり、貞観年間ごろからみえはじめ、のちの国衙法の前提になるものとされている。⁹

国例の成立は、当然同じ課題をおう周辺諸国の関心をひくものとなったと考えられるが、とりわけ九世紀以降、他国の国例を自国に導入する動きが顕在化したことに注目すべきである。他国の国例の導入は、各国司の解決における「准○○国例」という表現として史料上うかがうことができるが、その最も初期の例は、大帳を朝集使に付託するという陸奥国例を自国にも準用して欲しいという嘉祥二年の出羽国解である。¹⁰しかし四度公文の上進方法の改変自体は、律令制的枠組みに抵触するものでなく、これ以前の官符でも再三みられたものである。ところがその二年後の仁寿元年の薩摩国解にみ

える、剽田を直營してその獲稻を国書生の食料にあてる日向・大隅の国例は、太政官厨の財源たる剽田の經營方式の変更であり、律令的枠組みから逸脱するものであった。¹²⁾

そしてこれ以後、九州や山陰、東国を中心にして他国の国例を準用することを請う解が頻出されるようになる。こうしたなかで最も注目されるのは、元慶年間の太政官からの報告をまたずに班田を行なう豊後国例が、筑後国や肥前国で採用され、また前司浪人を論ぜず耕作面積にたいし正税を班給する筑後国例が肥前国で採用された例である。これらはともに、班田の中央集権的統制や、正税の人別賦課という律令的理念・枠組みに抵触・逸脱するものであった。大宰府の解を請わずに国司が上京して正税帳勘会の場合に臨む筑後・肥前・豊後の国例が日向国でも採用された事例も、西海道国司の任中上京を禁じた太政官符に抵触するものであり、その意味では律令的制度の改変といえよう。

西海道における国例のあいつく採用は、その方向が律令的理念に抵触し、その枠組みからの逸脱を意味していたことや、大宰府の仲介によって実現されたことを考えると、一国の国司による立案ではなく、大宰府・西海道諸国司の連携によるものと考えるのが妥当ではなからうか。他国の国例に関する情報をどのように掴むのか、時代はやや逆上るが、大宰府や西海道諸国と太政官政府の間の往復文書を開封していた長門関司や山陽道諸国司の対応と比較して考えると、西海道における相互連絡体制の確立、九州国司相互間のネットワークを

想定せざるをえないのである。

国例の互通は、いわば政策をとおした国相互間のネットワークといえるが、その背後に西海道全体を統括する大宰府の存在を否定することはできない。国解の作成や奏上に一定の内容的な関与の可能性も想定しなければならぬし、そこに行政マニュアルの管内諸国への浸透という意図があったことも否定しえないであろう。しかし、こうした政策の浸透の前提には、大宰府官吏と諸国司との間の人的な交流、とくに相互の信頼関係が不可欠であったと思われる。そしてこの人的交流の面で、九世紀後半の西海道において注目されることは、大宰府官吏と西海道国司の積極的な人事面での交流である。

別表は、八〜九世紀における大宰府・西海道国司間の移動を列挙したものであるが、そこには九世紀以降の積極的な地方官人の入れ替えをうかがうことができる。すなわち、八世紀における大宰府・西海道国司間の移動は、左遷や大宰府ないし筑前国廃止などにもなるものが大半であり、いわば自然的無作為の移動であった。これにたいし、九世紀中葉以降は、左遷などによる移動が皆無となったのにたいし、少弐と官長の交替が頻繁にみられるのである。こうした状況は、意図的な官人の配置換えとみなすのが妥当ではなからうか。なお、十世紀以降に関しては、文献上は移動の事例を確認することはできなかった。依拠する史料の性格的相違もあるが、大宰府・西海道国司間の移動はほとんど行なわれていなかったと

別表 8・9世紀における大宰府府官と西海道国司交替表

霊亀元年 (715)	道首名	肥後守→筑後守
天平13年 (741)	阿倍子島	大宰大監→肥後守
天平勝宝6年 (754)	吉備真備	肥前守→大宰大貳
天平宝字8年 (764)	采女淨庭	豊後守→大宰少貳
天平神護元年 (765)	佐伯毛人	大宰大貳→多楸守（左遷）
	紀広純	大宰少貳→薩摩守（左遷）
	佐伯今毛人	肥前守→大宰大貳
神護景雲2年 (768)	紀広純	薩摩守→筑後守
	3年	中臣習宜阿曾麻呂 豊前介→多楸守（左遷）
宝亀2年 (771)	阿倍御梟	筑前守→豊前守（筑前国廃止）
3年	中臣習宜阿曾麻呂	多楸守→大隅守
5年	多治比豊浜	豊前守→大宰少貳
延暦元年 (782)	安倍石行	大宰少貳→豊後守
	多治比継兄	豊後守→大宰少貳
10年	藤原園人	大宰少貳→豊後守
大同3年 (808)	紀長田麻呂	筑前守→大宰少貳
承和9年 (842)	橘真直	肥後介→筑後権掾（左遷）
嘉祥2年 (849)	登美直名	大宰少貳→豊後権守
齐衡2年 (855)	仲嗣王	豊前守→(?)→肥前守
天安元年 (857)	当野平麻呂	豊前介→肥前権介→（貞観元年豊後介）
	2年	橘三夏
貞観2年 (860)	小野貞樹	大宰少貳→肥後守
	藤原真数	大宰少貳→肥後守
3年	藤原冬緒	（貞観元年肥後守）→右中弁→大宰大貳
	藤原貞庭	大宰少貳→筑前守
	藤原貞庭	大宰少貳→筑前守
5年	永原永岑	肥前介→筑前介
	藤原有蔭	貞観4年肥前守→民部少輔→大宰少貳
	在原安貞	大宰少貳→肥後守
	紀継雄	肥前介→豊後守
元慶初年	藤原智泉	肥後介→豊後守
	佐伯春継	筑前権大目→大隅守
2年 (878)	藤原仲直	豊前守→大宰権少貳
4年	藤原房雄	大宰少貳→肥後守
仁和2年 (885)	大神良臣	肥前介→豊後介

考える。

八、十世紀の西海道・大宰府の地方官吏の補任状況を考えると、九世紀後半の人事の交流が一定の目的のうえになされたこと、それは行政マニユアルの浸透という一般論ではなく、九世紀後半の歴史的課題を解消するために目的意識的に実施されたと考えるのが妥当であろう。それはいわば、大宰府官人・西海道国司間の意識的な相識性の浸透、人的ネットワークの形成あるいは導入といえるのではないかと考える。こうした西海道における国司相互間の人的結合が、前述の国例の継受を、実質的な意義あるものとしていたのではないかと考えられるのである。

大宰府官人と西海道国司とくに官長級の交流にたいし、その下位のクラスの交流は、史料的に確認が困難である。しかし、たとえば肥前国養父郡の人である筑紫火公貞直とその兄貞雄が、それぞれ大宰少典と豊後大目に任じられていたこと、また伊予国の人と推定される越智広成が豊後権掾に任じられていたことなどの事実を注目したい。とくに、大宰府は八世紀初頭に掾・介の任用権を獲得しており、府官人をもってこれに任じた例もある。こうした西海道ないしは周辺地域の豪族が、大宰府によって府官人や任用国司に採用され、また大宰府によってその配置換なども頻繁に実施されたのではないかと考えられる。下級地方官吏層の人的交流の存在の可能性は極めて高かったと考えて大過ないであろう。

以上述べてきたように、九世紀後半の西海道には、大宰府

官人と諸国々司とのあいだに、人的な結合関係の存在を想定することが可能である。しかし、こうした人的結合、とりわけ大宰大式・少式と西海道国司(官長)とのそれは、別表による限り恒常的に存在していたとみることは不可能であろう。人的結合もまた独自の歴史的背景と課題をおっていたと考えざるをえない。以下、その問題を検討してみたい。

二、西海道における地方吏僚層の確執と分裂

大宰府は、西海道における行政・貿易・文化などのセンターであった。西海道諸国の調庸物は大宰府に集約・消費され、各種の公文は大宰府を通じて太政官政府のもとに送られた。大宰府は西海道諸国の統轄官司でもあった。こうした大宰府の機能や、前節に指摘した大宰府・西海道諸国司間の連携からみると、およそ信じがたい事態が九世紀中葉に出現していたのである。この事態を大宰府は次のように上奏している。²²

承前之例。諸国司等。能守二管摂之理一。深畏二府司之威一。就レ事徴召応レ響参赴。而頃年国宰疎慢殊甚。違レ命者衆心レ召者寡。或頼レ出二国境一。廻避不レ来。或雖レ到二府頭一。拒捍徒帰。彌有二積習一曾無二俊悔一。庶政稽擗莫レ不レ由斯。

この大宰府解にみえる事態は、解特有の誇張があるとしても、まさに大宰府の機能喪失というべきものである。こうし

た事態は、大宰府の財政にも当然深刻な状況を引き起こして
いた。その一端を貞観四年の大宰府解は「今府庫所_レ納雜米。
修_二理官舎器杖_一并_レ選士衛卒粮厨司染所之使料等惣三千七百
八十餘斛。或_レ正稅或府儲。年料春運色別有_レ數。而_レ郡解緩。
未_レ進猥積。因_レ斯納官雜物貢進違_レ期。府中例用闕乏多_レ時。」
と報告している。二つの解に表現された事態は、大宰府官人
と西海道国司の対立・確執の結果たちいたった状況と考えら
れる。なにゆえこのような事態にたちいたったのであるうか。
以下、九世紀前半の大宰府と西海道国司との関係を検討し、
その原因を考察したい。

大宰府と西海道国司との関係、とくに政務運営上の関係を
考える場合、まず確認しておかなければならないことは、公
文勸会のしくみである。すでに諸_二先学_一が指摘しているように、
西海道諸国は、正稅帳や調庸帳などいわゆる四度公文につい
て、いったん大宰府で勸会をうけ、その後府官が上京して民
部省などの勸会をうける、いはば二重勸会制度のもとにおか
れていた。こうした二重勸会の矛盾が、九世紀前半には顕在
化しつつあったのである。

二重勸会制度のもたらす事態について、天長五年格に引く
豊前守伴枝嗣解は、大同元年に山陽道駅戸の疲弊緩和のため
に西海道の地方吏僚の上京が禁止されているため、天長元年
官符が諸国に認めた任期中一度の上京によって「披_二陳経遠
之_一凶_一。省_二廩承前之_一煩_一。」という機会が西海道国司にはあ
たえられず、ために「四度之政転_二大宰府_一。險_レ年涉_レ月乃

被_二裁下_一。以_二有限之秩_一待_二無期之報_一。諸務雜事積年擁滯。
由_レ斯前司空_二經三年序_一。被_レ拘_二解由_一。後任偏為_二疑端_一。
不_レ肯_二受領_一。」という状態が続いていることを指摘してい
る。すなわち、大宰府をとおした間接勸会であり、国司の直
接の弁明も行なえないため、西海道以外の諸国に比して公文
勸会が停滞し、解由を拘められる国司が続出しているとい
うのである。

解由状を拘められる国司（前司浪人）の問題は、西海道で
はすでに延暦年間から史料上確認できるが、大同元年以降そ
の状況はさらに悪化し、伴枝嗣解が提出されたのである。し
かし、その後も事態が改善された様子はなく、承和年間にな
ると問題はさらに深刻化していた。例えば前豊後介中井王は、
私宅を日田郡に構え、私営田を諸郡において郡司百姓を打ち
損じ、さらに肥後筑後に浮宕して百姓を威陵していた₂₇という。

このような数カ国にまたがって行動する前司浪人の存在を
念頭に、大宰大式藤原衛は承和九年に、「交替務了。未_レ得_二
解由_一五位之徒。寄_二事格旨_一。留_二住管内_一。常妨_二農商_一。
侵_二漁百姓_一。巧_二奸利之謀_一。未_レ觀_二填納之物_一。望請。
交替了吏。早從_二入京_一。」という起請を提出し、前司浪人の
一掃を提案して承認されている。しかし、これも承和十五年
に前司浪人の入京が再度禁止されて反故となり、解決の方途
は閉ざされてしまったのである。

そこで、嘉祥二年豊前国司は再度、「而管内国吏不_レ得_二上
都_一。凡_レ未_レ得_二解由_一之輩。多積_二管内_一者。職此之由也。」

として長官もしくは次官一人が任中に一二度、海路をとって入京し雑務を弁済することを申請している。³⁰このように九世紀中葉においても、国司が解由を拘められる状況は根本的には解消されておらず、西海道国司にとって大宰府を越えて直接の弁済をどのように実現するかが緊急かつ重要な課題だったのである。西海道国司にとって、二重勘会のもとの大宰府は不要・不愉快な存在であったといえよう。

これにたいし、当時の太政官政府は、後述の郡司国定制の導入によって大宰府における勘会政務を停滞させて問題をいっそう深刻化させたばかりでなく、二重勘会制を強化するような政策をとっている。承和元年に、「勘出雑物。不_レ勞_二填納_一。雖_レ返_二税帳_一曾無_二懲肅_一。恣用_二公解_一。徒失_二官物_一。是則府司不_レ加_二勘当_一之所_レ致也。」として、正税帳勘会を強化する目的で大宰府に「心_レ押_二署管内諸国島税帳_一」という指示を³¹発しているのである。また従来は、「管内諸国調庸檢_二取府庫_一随_レ用出充。即修_二用度帳_一副_二調帳_一進_レ官。所司勘_二会兩帳_一知_レ無_二未進_一。乃放_二返抄_一。因_レ茲雖_レ有_二未進_一。猶注_二全數_一。」という手続きで進められてきた調庸勘会についても、「去承和四年件帳違_レ例始注_二未進_一」として、勘会を強化していく方向が顯著にうかがえるのである。

かくして西海道国司は、勘会において返抄を獲得し、その積み重ねのうえて解由状を獲得して他官に遷任するという一連の官人昇進システムから原則的には排除される状態となったのである。彼らは、律令制的政務運営の矛盾を最も敏感に

感じさせられる存在だったのであり、彼らの不満の矛先がむけられる対象こそ大宰府であったと考えられるのである。

ところで、大宰府での政務運営上の停滞は、太政官政府の政策によってもたらされた側面も否定しがたい。その最たる例が、郡司国定制にともなう大宰府政務運営の滞留であった。

九国二島の統括にあたる大宰府の膨大な事務処理を、職員令に規定された府官たちのみで遂行しえなかったことは容易に想定しうる³²ところである。このため、大宰府は二〇〇名におよぶ使部や一〇〇名の散仕のほか書生を駆使していたが、彼らは「件使部書生等不_レ顧_二産業_一遠直_二府下_一。」といわれ³³ることから、地方の有力農民の子弟などであったと考えられる。こうした府への出仕目的は、大宰府のもつ管内諸国の郡司推挙権による郡司補任を期待してのものであったが、弘仁三年こうした期待が大宰官政府によって否定される事態が生じたのである。この点について天長二年の大宰府解は「而依_二太政官去弘仁三年八月四日符_一。郡司之選一依_二国定_一。書生等競就_二本國_一。無_レ心_レ留_レ府。雖_レ加_二捉搦_一。免而無_レ恥。弘仁七年以来雜公文至_レ今未進職斯之由。」と指摘している。³⁴

太政官政府による郡司補任制度の紆余曲折のなかで、大宰府々庁での功労が無意味化し、功労をもとに諸国郡司に任命するシステムの解体によって、大宰府行政の停滞がもたらされたことがうかがえるのである。こうした事態に、太政官政府も大宰府の要請を容れて、書生一〇名を権任郡司とするこ

とを承認しているが、ひとたび奔流となった郡司国定制への動きをとどめることは容易ではなく、府下級官吏の確保の困難化¹¹大宰府行政の停滞¹²公文勸会の遅延という悪循環のなかにおちいつていったと考えられるのである。こうした事態も、前述の大宰府と西海道国司の確執をいっそう増幅させていったといえよう。

以上述べてきたように、大宰府文書行政の停滞、勸会・解由をめぐる確執とともに、九世紀前半の大宰府・西海道国司間の対立の機軸となったのが、公解稲問題であった。大宰府の公解は、天平宝字二年に創設されたといわれ、「弘仁主税式」によると筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後六カ国に総計一〇〇万束が班給されることになっていた。これらの利稲は国司公解とおなじく欠負補填や、大宰府衙の運営費としての府儲に割かれ、その残りが府官に配分されることとなっていた。しかしこの府官公解の班給と利稲の分配について延暦年間以来、府官と国司とのあいだで、対立が続いていたのである。この府公解問題の経緯を整理したのち、その解決策としてしめされたのが承和五年の太政官符であった¹³。

太政官符

応¹⁴大宰府公解依¹⁵格全給一事

右得¹⁶彼府解¹⁷一¹⁸備。檢¹⁹二案内²⁰。太政官去弘仁十四年八月一日符²¹備。府解²²備。管内出²³舉。府国公解。各別有²⁴レ数。謹案²⁵延暦十六年格²⁶云。公解者欠負之儲者。然則管内諸国。有²⁷二未勘²⁸一之年。須²⁹下以³⁰二両色公解³¹一先補³²中欠負等³³上。而府官

人千里離³⁴レ家。一方從³⁵レ事。非³⁶レ京非³⁷レ国中間孤居。如不³⁸レ給³⁹二公解⁴⁰一。何能存計。加以此府所⁴¹レ掌雜物。觸⁴²レ類繁積。有⁴³二彼欠失⁴⁴一。何以補⁴⁵レ之。望⁴⁶請。件公解雖⁴⁷レ有⁴⁸二未納⁴⁹一。猶被⁵⁰二全給⁵¹一。謹⁵²請二官裁⁵³一者。右大臣宣。宜⁵⁴下論定并公解計⁵⁵二見納數⁵⁶一。每⁵⁷レ色相率。先令⁵⁸二割置⁵⁹一。不⁶⁰レ得⁶¹下以⁶²三府公解⁶³一補⁶⁴中当国欠失等⁶⁵上者。而今得⁶⁶二筑前肥前等国解⁶⁷一備。頃年不⁶⁸レ穩。見納數少。論定之外。割⁶⁹二置雜稻本額⁷⁰一。仍不⁷¹レ得⁷²レ行⁷³二府公解⁷⁴一者。国司所⁷⁵レ執。雖⁷⁶レ非⁷⁷二格旨⁷⁸一。至⁷⁹二於雜稻絶⁸⁰レ本。須⁸¹レ請⁸²二処分⁸³一。又国司董籍借貸府司翻失⁸⁴二俸料⁸⁵一。望⁸⁶請。雖⁸⁷レ有⁸⁸二未納⁸⁹一。以⁹⁰二正税⁹¹一猶被⁹²二全給⁹³一。彼代令⁹⁴二国司徵填⁹⁵一。謹⁹⁶請二官裁⁹⁷一者。右大臣宣。奉⁹⁸レ勅。依⁹⁹レ請者。若当国正税員少者。管内相通行¹⁰⁰レ之。

承和五年六月廿一日

公解をめぐる一連の経緯については、紙数の関係で割愛せざるをえないが、延暦・弘仁・承和年間の再三の改編が府官と西海道国司とのあいだの溝を深めていったことは否定しがたい。こうした対立のなかで、太政官政府は、府官公解を保証してその負担を国司におわせ、正税不足の場合には、大宰府をして管内諸国の正税を通行させることとしたのである。大宰府の権限強化をとおして、強化しつつあった正税・調庸の勸会をも実のあるものにせんとしたものかと考えられる。

以上みてきたような、大宰府行政の滞留、勸会などから派生した大宰府々官と西海道国司の確執は、当然、大宰府機能そのものの喪失・停止をもたらしたといえよう。それは、太

政官政府にとつては大宰府を経由する西海道諸国からの貢納物の遅延によつていっそう強く認識されることになる。承和十四年、違期・僞惡を糺した諸国への再三の官符を引用して、「而府司等不_レ遵_三行符旨_一猶致_三違期_一。非_三唯闕_二国用_一。還狎_三慢朝章_一。」と憤慨し、「猶致_三僞惡違期_一。府司及管内国宰奪_三公廩四分之二_一。」とあるように、九世紀中葉の調庸僞惡にたいする格としては異例の処罰規定をもうけたのは、大宰府機能の衰退にともなう貢進物の違期・僞惡への不満の表明といえよう。

こうした太政官の認識は、その周囲に存在する貴族層の、大宰府官人にたいする偏見や反発・憎惡をつよめたものと考えられる。参議であつた滋野貞主が嘉祥二年に「于時大宰府吏多_三不良_一。衰弊日甚。」として大宰府の刷新を上表したことは、貴族層の不満の表明であり、またのちに良吏といわれた橘良基が天安の初めに大貳正躬王の要請で大宰少監に任命されたにもかかわらず、鬱々として志を得ず、ついに任地に赴かなかつたのも、大宰府機構への不信感を反映したものと考えられる。さらに、やや時代はくだるが貞観七年に良吏と称賛されていた紀夏井が肥後守に任命された際、その母石川氏がこれを嘆いて「吾聞。肥後風俗。国宰至清。身必不_レ全。吾子其不_レ終乎。」と述べたことも、大宰府・西海道にたいする偏見が貴族層全体をおおつていたことをしめしているといえよう。

大宰府行政の混乱と、それにもなう大宰府官人と西海道

国司の確執、さらにはそこから派生する貴族層の大宰府への不信を、どのように解決するのか。これが九世紀後半の大宰府、さらに太政官にとつて緊急かつ重要な課題となつていたといえよう。その最大の課題は、大宰府と西海道諸国という二重構造の地方行政制度から生ずる齟齬を解消し、相互の政務運営の円滑化をはかり、しかも相互信頼のきづなを固めることであつたのではなからうか。

三、貞観・元慶期の太宰府改革

前節では、大宰府官人と西海道国司との確執の要因を検討したが、これにもなう両者への貴族層の不満・不信を払拭するには、大宰府の機能と統轄力を回復し、太政官政府などへの貢進物を確実に上納させることである。こうした大宰府改革の要求は、貴族層からもあがつた。有徳の人物を帥式とし、才良の者を監典とせよという滋野貞主の提言は、人事の刷新によつて大宰府の指導力を回復させようとするものであつた。

この点で注目されるのが、斉衡二年の正躬王の大宰大貳任命である。正躬王は、丹波守在任時に清簡を以て称せられ、部内肅然として民敢えて欺かずと評され、当時良吏と称えられた一人である。彼の赴任に際しては、天皇から殊に恩饒を賜り絲竹の宴が催され、しかも拜命の際には「大宰大貳正躬王妙選_三僚属_一。請_三良基与巨勢夏井_一為_三少監_一。良基以_レ

非^二其好^一。鬱々不^レ得^レ志。不^レ育^一之^レ任。文徳天皇発^二盛怒^一。解^二却其官^一。」という処遇をうけている。大宰府再建によせる天皇貴族層の期待の大きさがうかがわれる。

正躬王ののちは、「至^三于^二為^一大式^一。西府倉屋破壊特甚。有^二意修造^一。不^レ違^二寧居^一。伐^二神社之木^一。充^二結構之用^一。或人諫云。此神見^レ称^二有^一靈^一。崇谷所^レ致。不^レ利^二於人^一。岑成拒而不^レ肯。強令^二伐取^一。」と不屈の意志をもった立性清直の官吏清原岑成が就任し、さらにその後は、前々年まで西海道の最重要国肥後の国守であり、しかも聲名あたら達し、器識いよいよ優れ吏官の稱、仍ち愛すべきこと有りと称された藤原冬緒が就任している。

このような良吏のあいつく赴任は、大宰府への強力なことであれとも考えられるが、そのなかでもとくに注目されることは、正躬王赴任時の少監の起用法と、藤原冬緒の起用である。これらの人事は、地方吏僚の人的な関係性に期待しながら、大宰府の再建をはかるという意図から実施されたものと考えられる。先述の表にみられるような大宰府官人と西海道国司の人事交流が、正躬王在任のころから活発化することは、単なる偶然とは言いがたいのではなからうか。大宰府官人と西海道国司とのあいだにおける相識性をたかめることによつて、九世紀前半以来の両者の確執を回避・緩和しようとしたものと考えられる。

さらに、人事面で注目されることは、藤原冬緒が二度目の大宰大式に就任した貞観十一年に、権少式として右近衛少将

の坂上瀧守が就任したことである。瀧守は、隨身として左近衛五人右近衛三人を率いており、武力をともなった官人が大宰府機構の一翼を担うようになったのである。この少式武官制とも称しうるような構成は、直接的には後述の「新羅海賊」問題を契機にしたものであるが、前述の暴力的前司浪人集団への威嚇ともなったと考えられる。かくして、大宰大式の統率力は着実に補強されていったのである。

このような大宰大式の統率権の強化は、大式自身の意識をも変化させていった。正躬王の赴任準備中にだされた斉衡二年の大宰府解にみえる「若遣^二使^一檢察事迹分明者。五位已上奪^二其位禄^一。六位已下没^二其公廩三分之一^一。然則府司之威风更起。国吏之放浪自休。」という提言は、大宰府とりわけ大式権力の確立による管内支配の強化を志向したものと見えよう。

その志向性は、これまで述べた人事や後述の諸機構の改編で一定程度実現しえたものと考えられる。貞観十二年大宰大式に再任されていた藤原冬緒の解にみえる「凡^一一官之事。官長所^レ行。縦有^二其人^一。何愁不^レ濟。而更置^二專当^一。還致^二物煩^一。」という文言は、分掌制を否定し、官長たる大式の責任体制を明確化したものであるが、その意志の背後には大宰府権力の中核としての大式自身の意識変容があったといえよう。

冬緒にみられる自負は、その後の大式にも継承された。たとえば、元慶四年大式となった安倍貞行が、「其器仗烽候。

是長官之職。然則警固有例。何必別配三勾當。」として少式武官制の廢止や管内国司の入京への制限をもとめたのも、その一例と考えられる。

そして、こうした大宰府における官長の意識は、管内国司のなかにも浸透していった。元慶四年におよそ一國の興廢、唯官長に繁り、庶務の理乱は佐職によるにあらずとして、任用国司らによる郡司・書生・国掌らの処罰を禁止する官符を起請した豊後守藤原智泉の解は、そのような意識の存在を鮮明に述べたものである。

このような意識形成の背後には、大宰府機能を回復し西海道国司との確執を解消して、大宰府の權威を再確立した自信があったものと考えられる。以下、その過程について検討を加えるが、諸側面のなかでまず注目したいことは、大宰府機構の財政的基盤の確立である。この点について、貞観四年大宰府より次のような解が上進⁽⁵⁶⁾されている。

今府庫所レ納雜米。修^二理官舍器杖一并選士衛卒粮厨司染所之使料等惣三千七百八十餘斛。或正税或府儲。年料春運色別有^レ數。而国郡懈緩。未進狼積。因^レ斯納官雜物貢進違^レ期。府中例用闕乏多^レ時。寔依^二懲革無^レ文。格制未^レ施也。望請。新立^二程期一以責^二未進一。但時澆政劇。憲法難^レ守。准^レ式立^レ限。甚以促近。今滇^三筑前筑後肥前六月卅日以前。豊前肥後八月卅日以前。豊後十月卅日以前。並為^二進納之期一。若有^二過^レ期未進之国一者。貶^レ考解^レ任一從^二先格一。

管内諸国から進納される正税・府儲米・年料春米などによって大宰府財政は維持されてきたが、進納分に未進・未納が多く府務運営に支障をきたしているので、納期を定めこれに違反した国司は考課を貶し解任するというものである。また、未進・未納の補填に関しては、後述の西海道諸国での公廩稲問題もあって、職田による填納をさきにして、それでも未進・未納が多い場合に公廩による填納を義務づけることをこれに続いて要請している。

この大宰府解は、国司の処分内容については、「立^レ制之初不^レ忍^二苛酷一。宜^二貶^レ考解^レ任一任此度停止。」とされたが、そのほかはことごとく承認されている。この方策が部分的には功を奏したのか、貞観十四年の大式藤原冬緒の起請では「諸国雜米各隨^二其本色一。輸^二納諸司諸所一。而或司全納。用尽既訖。或所多致^二未進一。公途有^レ闕。」として、一部の司所では順調な進納がみられる一方で、あいかわらず未納・欠損の多い司所の存在が指摘されている。

そこで、事態の原因を、「件司等監典二人。勾^二當釐務一。或時有^二自用一。亦非^レ无^二判置一。貢進之怠莫^レ不^レ緣^レ此」と判断した冬緒は、「縱令一任之内。殊立^二嚴制一。猶恐。相承之官任意改更。自^レ非^二官符一。何立^二後法一。望請。五使料之外。雇米并雜米。惣納^二稅庫一。每月下行。若非^二符宣旨一。輒以下用。監当之官。准^レ法科^レ罪。」として、官長大式の権限をいっそう強化する提言を行ない、これを太政官に承認させたのである。

このような雑米貢進体制の確立に続いて、さらに貞観十五年には、「府儲料稻惣三万束。五使粮并水脚賃及厨家雑用。凡百庶事。惣在其中。」諸国所備。各有二色数。而或致二違期。或置二未進。府中之用。常苦二闕乏。湏下割二置田二百町。名府儲田。収二其地子。以充中府用上。」と、安定的な府務運営の財源を確保するために筑前国内で、二〇〇町の府儲田を設定している。⁶⁵ こうした一連の府財政の基盤の整備は、大宰府機構の管内諸国にたいする優位性を飛躍的にたかめていったものと考えられる。

大宰府と西海道諸国との確執の一因であった府官人の公廩稲問題についても、大宰府は管内諸国の動きを牽制しうるようになつていた。すなわち、承和五年には府公廩はたとえ未納があつても、正税をもつて府官へ全給し、もし当国の正税が減少すれば管内相通行してこれを補うこととされたが、こうした府に有利な裁定がその後は確実に実施されていたようである。貞観十八年に筑後国正税が不足して出挙が困難になつたため肥後国の正税五万束の流用を太政官に申請したのは、正税を相通行した一例といえよう。しかも、実際には太政官に申請しないで通行を行なつていたようである。元慶五年の民部省主税寮解は、その実態を「謹案レ式。府公廩百万束。管内諸国各有二奉数。而去承和五年六月廿一日格曰。府公廩雖レ有二未納。以二正税一全給。若当国正税減少者。管内相通行之者。因レ茲府司減レ彼増レ此。毎レ国所レ行。其数無レ定。」と述べている。⁶⁶

大宰府による管内諸国正税の通行が頻繁に行なわれていたことがうかがわれるが、その結果、太政官政府には西海道諸国の正税運用の実態が把握しがたい状況となつていったようである。しかしいづれにしろこれによって、府官への公廩給付が保証されたことはまちがいない。貞観二年大宰府に准じて陸奥鎮守府の公廩を支給することが定められたのも、府官への公廩給付が順調に実施されていたことの反映と考えるべきであろう。

府官公廩の給付が順調に実施されたのは、承和五年格の発令がその要因であつたことはまちがいないが、前述の人的な結合関係の強化も、その円滑化の一因といえよう。大宰府々官と国司の交流が、公廩稲をめぐる両者の対立を曖昧にしたとも考えられるのである。また、大宰府もたとえ、斉衡二年の肥後国からの公営田延長申請を即座に承認して実施させ、太政官へは事後承認で済ませるなど、正税確保のために積極的対策をとつたことも、対立の回避のうえで大きな効果があつたといえよう。

公廩稲問題とともに、九世紀前半における大宰府・西海道諸国司間の確執の要因となつていたのは、大宰府々務の遅延とそれから生じる勘会システム上の不利益、勘会時における太政官政府への弁明のための上京問題であつた。この二点について両者の間で一定の改善が行なわれたようである。以下、これらの問題について検討を加えてみたい。

豊前国が、天長五年と嘉祥二年の二度にわたる解によつて

もとめていた国司とくに官長の上京は、ともに太政官政府の方針で実現することができなかった。この方針は、諸国官長に任期中必ず一度の入京を命じた貞観十年の太政官符でも、「但陸奥出羽大宰管内諸国島不_レ在_二此限_一」として踏襲されている。こうしたなかで、西海道国司らは『延喜主計寮式』にも「凡大宰管内。筑前。筑後。肥前。肥後。豊前。豊後等六箇国大帳。調帳者。准_二税帳_一。令_下二当国雜掌_一勘申上。即附_二雜掌_一收_二大帳返抄。并調帳損益等_一。朝集使及自余国嶋四度公文。令_二府雜掌勘_レ之_一」とみえるように、法制的には天長期以降の雜掌による弁明方式にあまじなければならなかったのである。

しかし、これは多分に建前的なところがあり、元慶五年の日向守解に「請准_二筑後。肥前。豊後等国之例_一。不_レ請_二府解_一。直取_二押署_一。差_二国司_一言上」とみえるのが注目される。これは正税の勘出にかかわった事例であるが、雜掌とは異なり国司を指して言上させることは、弁済の段階から国司が直接交渉にあたったことをしめすものである。すなわち、元慶五年以前に、大宰府への申告をへて国司の入京が実現していたものと考えられる。こうしたシステムが、いつ開始されたのかは不明であるが、貞観年間の末期であった可能性はきわめて高い。まがいなりに、嘉祥二年の豊前国解に「諸道国吏。或使。或假便申_二雜政_一。兼省_二国煩_一。而管内国吏不_レ得_二上都_一。凡未_レ得_二解由_一之輩。多積_二管内_一者。職此之由也。」と嘆息された事態からは解放される可能性を、西

海道国司は獲得していたのである。

国司入京問題は、いわばなし崩し的に西海道国司の願望を実現し、府官と西海道国司の確執の根が断たれたといえよう。こうしたなし崩しの解決は、本質的要因であった勘会制の面にも採用されたように思われる。

現物と調庸帳を太政官政府に提出して勘会をうけるという調庸勘会の原則からすると、西海道諸国の調庸勘会は異例であった。この点について嘉祥三年ごろの大宰府解は、「_レ管内諸国調庸檢_二収府庫_一随_レ用出充。即修_二用度帳_一副_二調帳_一進_レ官。所司勘_二会兩帳_一知_レ無_二未進_一。乃放_二返抄_一。因_レ茲雖_レ有_二未進_一。猶注_二全數_一。不_レ顧_二後累_一唯期_二事成_一。」と述べている。⁽⁶⁷⁾

西海道では、管内諸国の調庸物を大宰府に集めて、府務等に支出し、その状況を用度帳によって報告するシステムであり、太政官政府は調庸帳と用度帳の比較によって、帳簿上の勘会を行なうにすぎなかったのである。そのため、大宰府での帳簿上の報告が巧妙に整合性をもったものであるならば、太政官政府は未進等を具体的に把握できなかったのである。

しかし、斉衡三年官符にひく主計寮解に「去承和四年帳違_レ例始注_二未進_一」とあるように、承和年間に用度帳などに未進の文字が見え始め、このため民部省は帳簿を返却して勘会をしないという状態となっていたのである。このように、大宰府において未進と記載せざるをえないのは、雑米未納などと同一状況が調庸收取においても進んでいたことの反映と

いえよう。ちなみに承和十四年にも大宰府から京上分の調庸について違期麩悪が問題とされているので、大宰府へ管内諸国から納入された調庸物はかなり劣悪化していたものと考えられる。

こうした状況にたいし、大宰府は先の嘉祥三年官符中の解において、「望請。不_レ獲_レ止所_レ致之未進。即注_二用度帳_一濟_レ事之国且給_二返抄_一。」との申請を行なっている。これは、あえて未進を報告して、民部省の勘出をうけ、太政官政府の威光を背景にして、大宰府への填納を実現しようとしたものと考えられる。しかも、補填済済の確認は現実的には大宰府しかなしえないのであるから、西海道国司の調庸勘会における返抄獲得の可否は、実質大宰府の手に握られることになるのである。斉衡三年官符によれば、もし当年未進を来年究納せずに、翌年の用度帳におお未進と記された場合は、民部省主計寮から主税寮へ移をおくって国司公解を没収し、未進を弁済することとなったのであるから、この点でも大宰府は西海道国司の公解を実質的に左右する権限を獲得したことになるのである。

かくして、たとえ管内の一国に未進があっても、大宰府はそれを隠蔽できるし、極端にいえば逆に他の国に未進を生じさせることも可能なのである。いわば正税を相通行するのとおなじ権限を獲得したといえよう。京上分の調庸分を確実に納入すれば、調庸物についての国司レベルの勘会は大宰府自らがその機構のなかで処理できるようになったのである。

このような、調庸收取制度上の大宰府権限の強化は、大宰府機構のなかでこれに実質的に携わる部局の権限と責任を拡大することになる。先述の承和十四年官符では、違期・麩悪の場合は府司・国司の公解四分の一を没収するとされていたのが、貞観十三年格では「仍_レ漬_二麩悪之物_一。絹及_二二百疋_一。綿満_二二万屯_一。蔵司勾_中当監典并使等_上。解_二却見任_一不_二曾寛宥_一」という厳罰に変わったのは、こうした收取体系の変化の反映と考えられる。なお貞観十三年に、従来の租穀を賃料にあて封主住吉神社が所在する摂津国まで運ばれていた筑前国所在の封戸調庸を、大宰府貢綿船に登載して進納することとなったのも、中央貴族層のなかに大宰府による調庸收取への信頼がたかまっていたことの表れではないかと考えられる。

調庸勘会が、大宰府裁量権の拡大、西海道国司の大宰府依存の強化という方向で集約されていったのにたいし、正税勘会の場合も、明確な史料は存在しないがほぼ同様の方向で収束されていったように考えられる。

弘仁十三年官符で勘弁の事、尤も税帳にありとして、大宰府算師の一人が税帳使に充てられたように、西海道の正税勘会については、厳しい勘出が行なわれていた。たとえば、承和元年の主税寮解には、延暦二十四年より天長元年までの勘出分が公解稲によって填納₇₄され、また豊前国では、大同四年より承和十一年までの勘出が二〇〇万束におよび、遷代の人々の愁となり、勘出物が猥積する状況にあったことが同国解に

みえる。⁷⁵

ところが、九世紀後半になると正税勘会が、しだいに機能停止の状態になっていたことが次の史料にうかがわれる。

主税寮解備。(中略)所可須下惣二勘管国税帳一。辨中知通行之物数上。而事有二参差一。無レ由二抛勘一。何者。管国税帳。相共不レ下(上カ)。或国纒勘二貞観年中一。或国天安以降未レ勘。

主税寮の主張は、元慶五年の日向国解に「自弘仁十三年一。迄二貞観十四年一。合卅九年。正税返却帳所レ載。応レ徵二穀額三百七十四万八千四百十一束九把八分八毫一。自二貞観十五年一。至二今年一。惣九年。未レ得レ勘レ帳。勘出之物。随而可レ知。」とみえることや、元慶八年大隅国解に「而此国自二天長元年一以降六十年。未レ請二税帳返抄一。就レ中從二天長元年一。迄二貞観十五年一。合五十年。正税返却帳所レ徵。勘出穀額二百五十一万二千六百九十束。自二貞観十六年一迄二当年一。一十一年。公文未レ勘。亦其帳未レ進。然則勘出之穀。未レ知二幾許一」とみえることから、決して誇張ではなかったのである。また、勘解由使勘判抄では貞観十三年の筑後守紀宗守について「又云。前司同任及見任相共催二使者一。令レ請二取返抄一。待レ畢放還。但税帳若有二返却帳一者。不レ可二更論一。」と、正税勘会の実否が問題となつていたので、後任者が不与解由状発給の際に正税勘会の履行を認てできなかったことがうかがえる。

しかし、もちろんすべての諸国が正税勘会を忌避していた

のではない。たとえば、筑前国は斉衡二年、豊前国は貞観十三年、豊後国は元慶三年に、それぞれ闕郡司職田額を登載した地子帳を提出しているが、これらの地子帳は「延喜式」の規定では、正税帳とともに使に付して民部省に送り、正税勘会に利用されることとなつていたので、これらの諸国はそれぞれの年度に正税勘会に臨んだものと考えられるのである。

おなじ大宰府の管轄下にある諸国のなかに、正税勘会に臨む国とそうでない国とが存在するという、本来の勘会制度からはありえない実態をどのように考えればよいのであろうか。元慶八年の大隅国解にみえる、四度公文を大宰府に進めたのちは国島雑掌が上京しない国々と、雑掌が上京する国との違いに着目して、比較的大宰府の統率権が強力な日向・大隅・薩摩を前者の国に想定し、それ以外の筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後の六カ国を後者に比定することも可能性として存在しないわけではない。ただこの場合、貞観十三年の勘解由使勘判にみえる筑後国の事例をどのように考えるか、若干の疑問はのこらざるをえない。

いづれにしろ、ここで確認しておきたいことは、大宰府の承認のもと、各国毎に国雑掌と府雑掌が中央勘会に臨み、勘出については各国が独自で対応する方式が成立していたのではないかという点である。前述したごとく正税を相通行する権限を得た大宰府は、その権限を利用しながら府での勘会を実施し、一定の帳簿上の操作のもとに中央勘会に臨んだものと考えられる。その場合、むしろ九カ国すべての正税帳が揃

わなひぼうがむしろ好都合なのである。また勘出以後については、元慶四、五年に筑後・肥前・豊後各国々司が府解によらず押署のみで上京勘弁しており、各国が独自に交渉していたことがうかがわれる。これは、各国に独自の対応を容認することによって、国司たちに解由ないしは不与解由獲得の機会を提供するとともに、府勘会での帳簿上の調整によって、府権限を拡大することにもなったものと考えられる。この場合、解由・不与解由を得難い国司も出現するのであるが、彼らについては九世紀後半に頻発された恩赦を期待する方途が残されていたのである。

ともかく承和年間以降、いわゆる前司浪人問題が、それ以前ほどには問題とされなくなる要因のひとつに、中央勘会にたいする大宰府を中心とした西海道諸国の対応の変化を考へることができるとはなるうか。

大宰府を中心とした勘会制への新たな対応、大式主導権の確立のなかで、西海道諸国司は府官人との一体感を強めていったと考えられる。それは、大宰府機構のなかへの諸国機能の埋没ともいえるかもしれない。そしてこうした傾向は、府官と西海道国司間の人事交流によってますます助長され、元慶期にもっとも顕著になったように思われる。この時期の正税勘会にかかわる諸制度の改編はその反映と考えられるが、こうした一体感のなかで、一国で開始された律令的原则に抵触する政策が、しだいに西海道全体の政策として浸透していったのである。

律令制原則に抵触する政策の提言には、その背後に同様の政策的課題に苦悩する集団の存在が想定されるのであり、それゆえにこそ一国での実施が突破口となり、たちどころに他国の国司たちに継受されたのである。それは、国守相互間の政策情報交換の確立といえるものであったが、その背景には、国司解を積極的に採用し上奏する大宰府の意向があったと考えられるのである。そして、そのことが逆にまた一体感を助長する効果をはしたのではないかと考えられる。西海道諸国司は、一体感と共同利害集団の一員としての自己認識を、そのなかで育んでいったのである。

四．新羅の「脅威」と西海道

貞観・元慶期における大宰府・西海道国司らの一体感の形成に大きな影響をおよぼしたものとして、新羅「来寇」問題が考えられる。むしろ、新羅「来寇」、対外的緊張の設定によって、国司らの大宰府への帰属意識が強められたという側面がみうけられる。以下、九世紀後半の新羅「来寇」問題との関連から、大宰府機構の改編を一瞥しておきたい。

新羅と日本とのあいだの緊張関係は、奈良時代から外交問題の底流として一貫して存在していた。それは、日本の小中華帝国思想と実態的な新羅の先進性との矛盾から現出したものであったことは、すでに多くの先学が指摘されてきたところである。こうした外交上の構図は、九世紀以後も基本的

変化はない。むしろ新羅商人の活動、日本の貴族層における唐物への需要の拡大もあって、状況はいっそう複雑になっていったといえよう。

弘仁三年二〇余艘の新羅船が対馬沖合に到来し、そのうち先着五人が島民に殺害された事件や、翌年の肥前国小近島民と新羅人との武力衝突など、九世紀前半においても新羅との摩擦がなかったわけではない。その後は『日本後紀』の欠如など史料制約もあって明確ではないが、本格的に緊張感がかまっていたのは、承和年間以降であった。

承和二年、大宰府は「頃年新羅商人来窺不絶。非置二防人。何備二非常。」として、対馬の倭人三三〇人をもって要衝の防衛にあたらせており新羅への警戒心の深まりが感じられる。しかし、おりしもこの前後は藤原常嗣を大使とする遣唐使派遣もあり、新羅との関係を正常に維持しておくこともとめられていた。そこで政府は、承和三年に遣唐使船難破漂着にそなえて新羅へ国書を送ったが、使者紀三津が使いの趣旨をとりちがえ、逆に新羅・日本間に相互不信を増幅するという事件が起こっている。この事件は、新羅商人と国家間交渉の混乱から派生したものと考えられるが、その後には大宰府・西海道の地方吏僚や西海道の郡司級豪族の交易活動があったことも想定する必要がある。

このような新羅への警戒心・不信のたかまりは、次の大式藤原衛の奏上⁸⁵に典型的にうかがうことができる。

大宰大式従四位上藤原朝臣衛上奏四條起請。一曰。新羅朝

貢。其来尚矣。而起自三聖武皇帝之代。迄于三聖朝。不用二旧例。常懷二奸心。苞直不レ貢。寄二事商売。窺二国消息。方今民窮食乏。若有三不虞。何用防レ爰。望請。新羅國人。一切禁断。不レ入二境内。報曰。德澤洎レ遠。外蕃帰レ化。專禁二入境。似三不仁。宜下比三于流来。充レ糧放還上。商売之輩。飛帆来着。所レ齎之物。任三聽民間令レ得二廻々。了速放却。

この藤原衛の起請と太政官の報符には、新羅への警戒心と西海道諸国の疲弊、小帝国の中華たらんとする虚栄心、もたらされる唐物への憧憬など種々の意識が混在しているといえる。これ以後、渡来してくる新羅の人々の放還が史料上急増するようになるのであるが、問題はこうした排外的な対応にとどまらなかったのである。むしろ注目しなければならぬことは、さまざまな恠異が、隣国新羅の侵攻の前兆として意識的に喧伝されていったことである。

すでに衛の奏上の前年には、肥後国阿蘇神靈池の涸滅と伊豆国地震が旱疫の災害や兵革の兆しと解釈され、承和十年には大宰府から「当三新羅国。遙有二鼓聲。傾レ耳聴レ之。毎日三響。常俟三巳時。其聲発動。加以至三于黄昏。火更見矣。」との報告がなされている⁸⁶。

本報告の立場からすれば、このような排外的意識と警戒心を喚起し、敵愾心を煽るような奏が、大宰府・西海道の機構改革とそのもとの大宰府権力の強化が模索されていた貞観年間以降に、史料上頻出し強調されることが注目されるの

である。たとえば、貞観八年の「神祇官奏言。肥後国阿蘇大神懷三威怒氣一。由是。可下発二疫癘一憂中隣境兵上。勅。国司深斎。至誠奉幣。并転二読金剛般若経千卷。般若心経万卷一。大宰府司於二城山四王院一。転二読金剛般若経三千卷。般若心経三万卷一。以奉三謝二神心一消二伏兵疫一。」という記事はその典型としてあげられよう。

西海道なかで、肥後国は大宰府にとって財政的に依存度の極めて強い国である。そのなかで、とりわけ地域の崇拜をあつめる阿蘇大神にからめた「来寇」の卜奏は、西海道とくに北部九州の人々に緊張感と危機感をたかめるうえで十二分の効果をもっていたと考えられる。

こうしたなか、肥前国基肆郡大領山春永をはじめ藤津郡・高来郡の郡司級豪族が新羅人瓊寶長らと謀り、新羅に渡って兵弩器械を造る術を教習し、対馬を撃ち取る計画をめぐらしていることを訴える者があつた。この事件は、真偽は明らかにはしがたいが、従来進展していた新羅人と北部九州豪族との民間交流・交易を否定し、国家的緊張感のなかに地域社会を統合・埋没せしめるのに、有効なプロパガンダとなつたであろう。

国家的に、なかば意図的に煽られていく対外的緊張感のなかで、貞観十一年五月、新羅の海賊が二艘に乗艦して博多津に來たり豊前国年貢網綿を掠奪して逃竄するという事件が起こつたのである。この新羅海賊事件は当時の政府にとって、まさに国威の損辱であり後世に面目なき次第であつたが、そ

の後も大宰府々庁や門樓兵庫のうえに大鳥が群集しこれを神祇官陰陽寮が「隣境兵寇」として占奏するなど緊張が続いたのである。このため、右近衛少将であつた坂上瀧守を大宰権少式に任じ鎮護警固のことを勾当させるなど軍事体制の強化がはかられたが、貞観期の大宰府改革、大式権力確立の推進者となつた冬緒の大式再任もこの「海賊」問題が契機であつたことが注目される。

新羅商人の來航はその後もみられたようであるが、貞観十二年の対馬を討ち取る準備が新羅にて進められつつあるという対馬島下県郡の人卜部乙屎麻呂の報告以後、新羅商人にたいしても「縦託三事買販一。來為二侵暴一。若無三其備一。恐同二慢威一。」という警戒心や、「況新羅凶賊心懷二覬覦一。不レ収三蠻尾一。將レ行三毒螫一。」という敵愾心の浸透がはかられている。また、このころ「海賊」事件の犯人として新羅商人潤清ら三〇人を捕縛し、元來管内に居住してきた人々も、もし來寇の際は内応の危険があるとして上京させ、実質的な配流としたことも、敵愾心や排外意識の定着を狙つたものといえよう。

貞観十二年夏にも、肥前国杵嶋郡兵庫の鳴動が、著龜の結果「隣兵來寇」と決せられるなど、大宰府を中心とした「來寇」兆候の報告があいついだ。このようななか、貞観十二年十一月には、大宰少式藤原元利万侶や元大宰府官人・浪人らが新羅国王と通謀し国家転覆を謀つているとの密告があつた。この事件もまたその真偽は不明であるが、この事件で

は、先の対馬奪取計画とは異なり、郡司級豪族の名がうかがえないことに注目したい。これは、郡司級豪族を担い手とした地域間交易が、もはや実現しえない状況であったことをしめすとともに、その一方で大宰府官人内部には新羅との連携、あるいは交易への執着をもつものがあつたこと、こうした存在の一扫が官人集団の統合のために不可避のものであり、その方向でことが進められていったことをしめしていると考えられる。

かくして高揚された新羅にたいする排外主義的敵愾心のおかげで、元慶期にかけても新羅との緊張関係が継続された。あいかわらず、兵革をしめす怪異が続き、檀日・八幡・住吉・宗形諸神宮への奉幣が行なわれ、これにたいし兵革の時期の近さが託宣⁽¹⁰⁾として表現されることなどもあつた。

以上、貞観・元慶期の対新羅関係の一連の過程を俯瞰するとき注目されることは、対外的緊張感を煽るような怪異が、西海道に頻繁に現れ、それが大宰府を通じて上奏され卜奏されたことである。これは、地理的関係からみて当然と言えば当然のことなのであるが、では逆にその地理的近接さゆえに、当時の新羅国内の状況について、大宰府もある程度掌握していたと考えるべきである。そうであるならば、むしろこれらの怪異を解釈し利用した政治的意図を考慮しなければならぬのではなからうか。

そこには、当時の新羅が地方豪族の台頭などによって国力が衰微し、とても来寇しうるような状態にないことを認識し

ながら、あえて対外的危機感を煽ることによって、管内諸国の人心とりわけ地方官人層の結束・共同意識を強固なものにしていく方策がとられていたのではないかと考えられる。仮定の敵の幻影を強調すればするほど、内部の結束はより強固になり、共属意識はいっそうたかまっていくのである。意図的に煽られた「脅威」のなかで、大宰府々官・西海道国司は、大武を中心とした統合システムのなかに自らを埋没させていったのではなからうか。

おわりに

九世紀後半の大宰府と西海道諸国との矛盾・確執が、大宰府官人・西海道国司の人的結合の強化と、機構改革・大宰府権力の再確立とを車の両輪として、克服される過程を検討した。とりわけ本報告では、志向された機構改革も人的結合、相識性の導入なしには実現しえなかつたのではないかという視点から検討を行なつた。しかし、九世紀後半の西海道における相識性の導入、人的結合の強化は、あくまで国家権力、権力編成の主体によるものであり、それは支配組織再編の手段として、支配層内部における矛盾解消の手段として機能したのである。

さらに注目しなければならないことは、「新羅来寇」という対外的脅威の強調が、その人的結合を促進・強化したという側面であり、その過程で王権を核としない地域権力による人

的結合、さらには地域間結合が排除されていくことで、王権の一部を分与された大宰府を核とした人的結合がいつそう強化されたと考えられることである。

こうした人的結合、すなわち支配層の共属意識の形成と、現実に対応した諸政策のすり合わせのなかで、次の時代の改革への準備とその動機づけとなる国例が形成されていったのである。たとえば、国司による随時の校班田は、諸国共班の理念で表現されてきた中央集権的班田制を否定し、地域を軸とする政策展開の時代の始まりを象徴するものであり、大貳や国司官長権限の強化とその自己認識は、四等官制を否定し「受領」認識を形成する第一歩となった。また出挙の段別賦課や不諭土浪政策の展開は、律令的税制と人民掌握の原則の否定であったといえよう。

しかし、こうした非律令的理念の展開に寄与した西海道国司たちが、地域と地域間交流のなかで形成される人的結合を排除したところにしか、自己の共属意識を投影する対象を見いだしえなかったところに、その限界があったといえるのはなからうか。

註(1) 「政治史の対象について」(『石母田正著作集』第十三卷所

収、一九八九年岩波書店刊、初出一九五七年)。

(2) 門脇氏『日本古代政治史論』II 第四章(一九八一年塙書

房刊、初出一九六四年)、佐藤氏『平安前期政治史序説』第

二章・第五章(一九七七年東大出版会刊)。

(3) 二宮宏之氏『歴史学再考』一九九四年日本エディタースク
ル刊。

(4) 広島史学研究会の一九八九年度シンポジウム報告「近代化
諸過程における社会的結合とその担い手」、九四年度シンポ
ジウム報告「近代社会と『国民』像の諸相」は、こうした潮
流のうえで意義深い。

(5) たとえば菅原是善の薨伝に「上卿良吏。儒士詞人。多是門
弟子也。」(『日本三代実録』元慶四年八月卅日条)とみえ、
あるいは良吏といわれた橘良基が、紀今守の治政を参考にし
た(『日本三代実録』仁和三年六月八日条)ような事例はあ
るが、これをもってただちに政治的集団の可能性を想定する
ことは不可能であろう。

(6) たとえば、常陸国が靈龜年間以降国例としてきた貢調脚力
夫の路粮に充てるための郡稻の出挙が、大同四年に主税寮に
勘出された事例(『類聚三代格』卷十四弘仁二年二月十七日
官符)は、国例の法的安定度の脆弱さをしめす典型例であろ
う。

(7) 『日本三代実録』貞観十五年十二月十七日条。

(8) 『日本三代実録』元慶五年三月十四日条。

(9) 『日本領主制成立史の研究』第一章、岩波書店一九七一年
刊。

(10) 国例に准ずるといふ表現は、すでに天長七年七月十一日官
符(『類聚三代格』卷三)にみえるが、これは弥勒寺講師へ
の法服料を諸国例に準じて給付するというもので、弥勒寺の
宗教上の地位を考えるならば、なんら律令的枠組みに抵触・

逸脱するものではない。

- (11) 『類聚三代格』卷十二嘉祥二年閏十二月廿六日官符。
- (12) 『類聚三代格』卷十五貞觀十八年五月廿一日官符所引。
- (13) 『日本三代実録』元慶四年三月十六日条、同元慶五年三月十四日条。
- (14) 『日本三代実録』元慶五年三月十四日条。
- (15) 『日本三代実録』元慶五年五月三日条。
- (16) 『類聚三代格』卷七貞觀十年六月廿八日官符。
- (17) 『統日本後紀』承和八年八月戊午条。
- (18) 『統日本後紀』嘉祥元年八月壬辰条。
- (19) 『日本三代実録』貞觀二年閏十月十二日条。
- (20) 『統日本紀』大宝二年三月丁酉条。
- (21) 『統日本紀』養老六年四月丙戌条。
- (22) 『類聚三代格』卷七齊衡二年二月十七日官符。
- (23) 『類聚三代格』卷十四貞觀四年九月廿二日官符。
- (24) 北條秀樹氏「府支配と西海道その二」(九州工業大学研究報告〈人文・社会科学〉二八輯、一九八〇年)、佐々木恵介氏「大宰府の管内支配変質に関する試論」(奈良平安時代史論集)所収、一九八四年吉川弘文館刊)。
- (25) 『類聚三代格』卷七嘉祥二年三月八日官符所引。
- (26) 『類聚三代格』卷十二齊衡二年六月廿五日官符所引延暦十六年四月廿九日官符。
- (27) 『統日本後紀』承和九年八月庚寅条。
- (28) 『統日本後紀』承和九年八月丙子条。
- (29) 『類聚三代格』卷五承和十五年五月十四日官符。
- (30) 『類聚三代格』卷七嘉祥二年三月八日官符所引。
- (31) 『類聚三代格』卷十二承和元年四月十五日官符。
- (32) 『類聚三代格』卷十二齊衡三年五月廿七日官符。
- (33) たとえば、『類聚三代格』卷七天長二年八月十四日官符には「府所三惣管一 九国二島。政迹之體内外相兼。雜務出納触色紛繁。監典等早朝就衙午後分行。多事少人僅檢三大略。」と述べている。
- (34) 『類聚三代格』卷十四大同二年正月十三日官符。
- (35) 『類聚三代格』卷七天長二年八月十四日官符。
- (36) 平野邦雄氏「大宰府の徴税機構」(律令国家と貴族社会)所収、一九六九年吉川弘文館刊)。
- (37) 『類聚三代格』卷六承和五年六月廿一日官符。
- (38) 拙稿「九世紀の大宰府と国司」(新版・古代の日本3)九州・沖縄所収、一九九一年角川書店刊)を参照されたい。
- (39) 『類聚三代格』卷八承和十四年十月十四日官符。なお長山泰孝氏「律令負担体系の研究」(一九七六年塙書房刊)第八章を参照されたい。
- (40) 『文徳天皇実録』仁寿二年二月乙巳条。
- (41) 『日本三代実録』仁和三年六月八日条。
- (42) 『日本三代実録』貞觀八年九月廿二日条。
- (43) 『文徳天皇実録』仁寿二年二月乙巳条。
- (44) 『文徳天皇実録』齊衡二年正月丙申条。
- (45) 『日本三代実録』貞觀五年五月朔日条。
- (46) 『文徳天皇実録』齊衡二年五月癸丑条。
- (47) 『日本三代実録』仁和三年六月八日条。

- (48) 『日本三代実録』貞観三年二月廿九日条。
 (49) 『日本三代実録』貞観四年十二月廿七日条。
 (50) 『日本三代実録』元慶五年十一月九日条。
 (51) 『日本三代実録』元慶三年正月十五日条。
 (52) 『類聚三代格』卷七齊衡二年二月十七日官符。
 (53) 『日本三代実録』貞観十二年二月廿三日条。
 (54) 『日本三代実録』元慶四年六月七日条。
 (55) 『類聚三代格』卷七元慶三年九月四日官符。
 (56) 『類聚三代格』卷十四貞観四年九月廿二日官符。
 (57) 『日本三代実録』貞観十二年二月廿三日条。冬緒は貞観三年から貞観八年まで大式を務めたあと京官に転任し、貞観十年再度大式に就任している。「縦令一任之内。殊立三殿制」猶恐。相承之官任レ意改更。」という主張は、最初の任期中に実現したことが、その後改編・弛緩したことへの不満から発せられたものと考えられる。
- (58) 『日本三代実録』貞観十五年十二月十七日条。
 (59) 『類聚三代格』卷六承和五年六月廿一日官符。
 (60) 『日本三代実録』貞観十八年九月十七日条。
 (61) 『日本三代実録』元慶五年二月十九日条。
 (62) 『類聚三代格』卷六貞観二年九月廿七日官符。
 (63) 『類聚三代格』卷十五齊衡二年十月廿五日官符。
 (64) 『類聚三代格』卷七貞観十年六月廿八日官符。
 (65) 『日本三代実録』元慶五年五月三日条。
 (66) 『類聚三代格』卷七嘉祥二年三月八日官符。
 (67) 『類聚三代格』卷十二齊衡三年五月廿七日官符。
- (68) 『類聚三代格』卷八貞観十三年八月十日官符。
 (69) なお齊衡三年官符中にみえる「返抄」は、未進分を記載したものであるから、いわゆる部分返抄と考えられる。
 (70) 『類聚三代格』卷十二寛平九年六月十九日官符によれば、これ以前は諸国の帳は府に留め、用度帳のみが上進されることとなっていたようである。この場合、中央勘会是有名無実化していたといえよう。
- (71) 『類聚三代格』卷八貞観十三年八月十日官符。
 (72) 『類聚三代格』卷一貞観十三年五月二日官符。
 (73) 『類聚三代格』卷十二弘仁十三年四月十五日官符。
 (74) 『類聚三代格』卷十二承和元年四月十五日官符。
 (75) 『類聚三代格』卷七嘉祥二年三月八日官符。
 (76) 『日本三代実録』元慶五年二月十九日条。
 (77) 『日本三代実録』元慶五年五月三日条。
 (78) 『日本三代実録』元慶八年九月五日条。
 (79) 『政事要略』卷五十七。
 (80) 『政事要略』卷五十三延喜十四年八月八日官符。
 (81) 『日本三代実録』元慶八年九月五日条。
 (82) 『日本三代実録』元慶四年四月廿九日条、並びに同五年五月三日条。
 (83) 『日本三代実録』元慶四年六月七日条によれば、新大式安倍貞行の申請によって、解由を得た国守が府司へふれたのち入京していた先例が否定され、府解をうけなければ出立できないこととなった。これは元慶四年以前は、勘会・勘出・勘弁とそれにもとづく解由・不与解由の獲得が各国々司の責任

で行なわれていたことをうかがわせる。それは第二章で述べた国司の要望にこたえたものであったと考えるが、こうした国例を否定して、再度大宰府の府解を必要としたところに、大式権限を拡大せんとする貞行の志向がうかがえる。

- (84) 佐竹昭氏「勘解由使勘判の構造と解由制の変質について」『地域文化研究』六、一九八一年) によれば、承和十二年以降、再三解由勘判制度を停止させ、解由制度を超越する恩赦が発せられている。

(85) 十世紀には主計・主税寮の勘会にかわって、府勘会の結果を記した府解が受領功過の材料とされたことが指摘されている(平野博之氏「在地勢力の胎動と大宰府支配の変容」(新版・古代の日本3)九州・沖縄所収、一九九一年角川書店刊)が、あるいは九世紀段階から府勘会の結果を記載して民部省に提出される府解が、西海道国司にとっては返抄的な公驗として取扱われていたことも十分考えられる。

- (86) 『日本後紀』弘仁三年正月甲子条。同四年三月辛未条。
(87) 『日本後紀』承和二年三月己未条。
(88) 『日本後紀』承和三年十二月丁酉条。
(89) 『日本後紀』承和九年八月丙子条。
(90) 『日本後紀』承和八年五月壬申条。
(91) 『統日本後紀』承和十年八月戊寅条。
(92) 『日本三代実録』貞観八年二月十四日条。
(93) 『日本三代実録』貞観八年七月十五日条。
(94) 『日本三代実録』貞観十一年六月十五日条。
(95) 『日本三代実録』貞観十一年十二月十四日条。

- (96) 『日本三代実録』貞観十一年十二月廿八日条。

- (97) 『日本三代実録』貞観十二年二月十二日条。

- (98) 『日本三代実録』貞観十二年二月廿日条。

- (99) 『日本三代実録』貞観十二年十一月十三日条、同年十一月十七日条。

- (100) 『日本三代実録』元慶二年十二月十一日条、同年十二月廿四日条。

- (101) 当時の新羅国内の状況については、藤間生大氏『東アジア世界の形成』第二章(一九六六年春秋社刊)、洪淳昶氏『韓國古代の歴史』(一九九二年吉川弘文館刊) 参照。

(広島大学文学部)

The Germ and Limits of Provincial Governor's Political Structure in Ancient Japan.

by Motoka Nishibeppu

This thesis treats of transformation of relationship between *Dazaifu* (大宰府 Kyushu regional office) officials and Provincial Governor of *Saikaido* (西海道 ancient name of Kyushu). The author thereby hopes to apply an different method.

The Provincial Governors took the responsibility of tax payment to the central government and to receipt of official documents during his tenure. By then the provincial governor was release, and was transferred to another better post.

But, the provincial governor of *Saikaido* stood at a disadvantage in that respect by *Dazaifu*. And they were imposed duty to rise *Dazaifu* official's *Kugaito* (公廩稻 income). In these circumstances, at the middle 9th century, *Dazaifu* official's order met with disregard by the provincial governor of *Saikaido*, and *Dazaifu* could not fulfill its administrative function.

For that reason, *Dajokan* (太政官 the capital government) gave *Dazai-no-daini* (大宰大貳 the next seat position of *Dazaifu*) commission to exercise strict control over the provincial governor of *Saikaido*, and changed *Dazaifu* officials for the provincial governor of *Saikaido*. By the drastic measure, *Dazaifu* retrieved administrative function again.